

書記用語「万葉仮名」をめぐって

山田 健三

1. はじめに

現在、我々は「万葉仮名」という上代日本語書記システムの文字メディア名称を有している。「万葉仮名」という書記用語は、一般にも用いられる語ではあるが、後に触れるとおり、学術シーンにおいては、かなり複雑な様相を呈していて、まま混乱して用いられているようにも見受けられる。

本稿は、私に構想する日本語書記技術史研究の一環として「万葉仮名」という用語について検討を加える。その理由は二つ。

まず一点目。それは、上代日本語の書記システム記述のための学術用語として「万葉仮名」は適当なのか、という点である。この用語の術語としての記述有効性に疑念を抱く理由は、素朴には次のような理由がある。

「万葉仮名」の意味を一音節仮名として音仮名・訓仮名に限定して用いた場合、万葉集中でこれらが主体の巻は、万葉集全20巻中6巻に過ぎない。更に巻14は方言歌（東歌）であるから、これを除くと、僅か4分の1の巻のみということになる。巻数からいうと「正訓字主体」の巻の方が圧倒的に多い。この点は「万葉仮名」のみならず、万葉集そのものへの印象をも歪めている可能性が高い。

しかし、より重要な理由は次の点である。生産的な議論のためには、論者間で誤解のない用語が用いられるのが望ましいことであり、安んじて使用できる術語があれば、それに越したことはない。しかし「万葉仮名」がそういったレベルに達していないことは、本稿でも見るように、様々な「万葉仮名」解釈—曰く「万葉仮名は漢字である」「万葉仮名は漢字の一用法である」「万葉仮名は仮名である」云々—が存在することからも明らかである。

学問にとって術語は極めて重要であるが、さりとて遵守すべき憲法ではない。学問の歴史は、同時に術語の歴史でもある。「術語として定義して用いればよい」という楽観的な立場は、却って学問にとっては悲愴であり、また滑稽でさえある。

二点目。それは「万葉仮名」が歴史的用語である点である。それも近世以降の非学術シーンで用いられてきたという点。決して歴史的用語を学術用語化することに異を唱えるものではないが、要らぬ混乱を生まぬようその実態を明らかにしておくことは、学術用語として用いる際にも有効であろう。

以上二点が、本稿で「万葉仮名」を検討する理由であるが、そのプロセスで生じた必要性に応じて、書記システムと用字法を区別すべきことを述べ、又、平安期村上朝の万葉集読解事業の意味についても検討し私見を加える。

2. 「万葉仮名」命名の背景

「万葉仮名」という仮名称呼は、そもそもどのような契機で生まれたのか。

その名称からは、平安中期成立の、いわゆる「平仮名」「片仮名」成立以前に用いられていた文字で、機能的には仮名とすべきものであるものの、視覚的には何ら漢字と異なることなく、また、「『万葉集』に多く用いられているところから」（日本国語大辞典）との認識から、命名されたものかと推察されるものの、その具体的な命名契機については、いまだ不明である。

万葉仮名という名称は、当然のことながら万葉時代にその名称が存在するはずもなく、奈良時代における歴史的概念を示す呼称でないことは言うまでもないが、しかし平安時代に生まれたわけでもなく、文献上、その語の出現を確認できるのは、現在のところ18世紀後半、近世中期あたりのようである。

2.1. 学術シーンにおける「万葉仮名」

「万葉仮名」の「万葉」が万葉集という上代の歴史的所産であることに注目するならば、その歴史的な文字実態に関心を持ちそうな社会は、まずは学術社会であることが容易に想像される。しかし、鎌倉期の仙覚に始まる万葉集用字法研究史を辿ってみても、中世から近世の学術シーンで「万葉仮名」が用いられた形跡は窺えない。

唯一それとおぼしきものが現われるのは、近世末期19世紀初成立の、春登 [1773-1836] の『万葉用字格』（文化14年 [1817] 自序）が有する『万葉仮字梯』という別タイトルである。ここに「万葉仮字」が現われる。

ここから推すと「万葉用字格」というタイトルのヨミは、多くの書誌・辞書類が記す「まんようようじかく」ではなく、あるいは「まんようがなづかい」と訓む可能性も皆無ではないように思えるが、やはり「仮字格」ではなく「用字格」である点からは訓読されたとしても「(まんよう)もじづかい」あたりの訓みが穏当であろう。

一方、別タイトルの方は「まんようがなばしご」とでも訓み得、学術シーンで用いられた初期の例となる可能性は捨て切れないが、あくまでも本文では「假字」とのみ記され、ふりがなも付されていないのでその確証はなく、「かな」を連濁させず「まんよう、かなばしご」とでも訓み、複合語として認識しない方がいいのかも知れない。

しかしこの時期、既に世間では「万葉仮名」という用語は流布していた。

2.2. 18世紀後半の一般言語生活に先行する「万葉仮名」

春登以前に、本居宣長（享保15年 [1730] - 享和元年 [1801]）は『玉勝間』巻11（寛政7年 [1795] ~ 文化9年 [1812] 刊。「皇國の學者のあやしき癖」の章）、本居宣長全集1（筑摩）p. 346で「片假字は、しどけなくて、漢文などには書_キがたくは、眞假字を用ふべし、眞假字とは、いはゆる萬葉假字にて、伊呂波爾保閑登とやうにかくをいふ」（下線山田）と万葉仮名という語を用いているが、注意すべきは、当時、万葉仮名（萬葉假字）という呼称が既に一般的であったことが「いはゆる萬葉假字」という表現から窺えることと、宣長自身は「真仮名（眞假

字)」という用語を選好していることである。

そして、更にもう一点注意しておくべき点は、万葉仮名が「万葉集に用いられた仮名セット」という歴史的概念として認識・使用されているのではなく、当時の書記生活に於いて用いるべき実用文字書体の一つとして「万葉仮名」が認知されていると思しいことである。「書体」と解する理由は、宣長が「萬葉書」(『蕪庵隨筆』、後述)とも称していることなどから推察されるが、詳しくは本論の中で触れていくことになる。

さて、そうした実用言語生活で人口に膾炙した表現であったことは、次のような大衆性を有する文芸・芸能表現に見られることから推察できる。

立川談洲樓焉馬撰の噺本『無事志有意』(寛政10年 [1798] 正月跋、東京大学図書館霞亭文庫蔵本)所収の「無筆」と題する滑稽話の作者は「萬葉の假名女」というペンネームを有している。言うまでもなく、万葉仮名という語があるからこそ「萬葉の假名女」と姓氏仕立てに洒落ることができたわけである。「無筆」という噺のタイトルとのコントラストも妙味の一つ。

また、歌舞伎「名歌徳めいかのとくみ三外ますのたまがき玉垣」(享和元年 [1801] 初演、江戸・河原崎座)で、狂言作者、初代桜田治助は登場人物に「…、健宗「シテ入筆といふ證據があるか。」政澄「平假名の其内に、「ぞ」といふ文字は万葉仮名で、是でも入筆でござりませぬか。」(岩波日本古典文学大系54「歌舞伎脚本集・下」p. 159)と語らせる。

誹風柳多留第95編(文政十年 [1827])には、「みな出ると萬葉仮名も付る所。」という用例も見られる。

このように、少なくとも18世紀後半以降「万葉仮名」という語は、一般にはかなり普及していたとおぼしい。その背景には、寛永20年 [1643] の寛永版本出版以降、万葉集が徐々に広く普及し出したことが大きく与ったと思われるが、18世紀後半以降、万葉集原文を読むことがそれなりに行なわれていたことが、(1)のように当時(19世紀)の川柳によって窺われる。

(1) 「万葉八字の数にすら規矩かなし」(狂句梅柳15編)

「万葉ハ手尔をハにさへ規矩がなし」(柳多留109編(文政12年?))

「万葉ハ宛字斗りと村哥人」(狂句梅柳25編)

「解せぬはづ万葉集を詩のつもり」(柳のいとぐち・上(天保10年))

「一ッ葉も妾に解せぬ万葉集」(柳多留第92編(文政10年))

「万葉に水かけ論ハ根なし草」(柳多留99編(文政11年)、滑稽発句類題集第貳篇・公家部(天保2年))

「小町か仕事万葉のあらひ張り」(柳多留83編(文政8年))

「凧に万葉も踏む和哥の徳」(柳多留第113編(天保2年))

これらには、万葉集の表記やその読解を揶揄するような内容も含まれ、非学術シーンでも万葉集が話題になるほどの広まりがあったことが推測される。

以上のことから、「万葉仮名」という用語そのものの発生現場は不明ながらも、非学術シーンで育まれてきた実用仮名名称として理解できる。

2.3. 「万葉仮名」の命名契機とその意味

先掲の歌舞伎・川柳の例、「万葉仮名」が、万葉時代の話ではなく当時の一般的な言語生活における話である点、先に示した宣長の認識と一致する。

歌舞伎「名歌徳三舛玉垣」の「平假名の其内に、「ぞ」といふ文字は万葉仮名で」という表現は、平仮名とは別に万葉仮名が認識されていたことの明白な徴証であるし、古典落語「波天奈廻茶碗」（後述）で、宸筆で「波天奈」と書かれる箱書きが、安物の清水焼茶碗の宝物化に大きな役割を演じていることを考えると、普段使いの仮名ではなく、特別な価値・ニュアンスを有する有標の文字と見なされる。

宣長が「片假字は、しどけなくて、漢文などには書_キがたくは、眞假字を用ふべし」とするのは、明らかに当時、漢文の文章を綴るという場面での話であって、先述の通り、上代に用いられていた文字についての話ではない。

つまり有標の文字であっても、明らかに实用仮名として万葉仮名が意識されている。もちろん、片仮名の代わりに真仮名（万葉仮名）を用いるというわけであるから、純粹漢文ではなく、漢字を多用する和文ということであり、片仮名使用が選択されない理由である「しどけなさ」とは、和文との相性の悪さということが文意から推定される。

この「和文との相性の悪さ」というのは、書体フォーマットの問題である。近世期には、漢字は御家流と称される標準書体フォーマットにおいて草体で実現されており、楷書体は真体と呼ばれはするものの、和文書記の標準位置からは離れたところに存したことは周知の通りである。この御家流書体が和文書記の標準フォーマットとなりえた実用的理由の一つは、連綿モードで実現されていた仮名和文書記に、漢字を多く盛り込むことが可能なフォーマット、つまりそれまでの仮名文と書体において親和性の高いフォーマットであったことが考えられるが、このフォーマットにカタカナはそぐわない。宣長がいう「しどけなさ」とはこの点であったと思われる。春登『万葉用字格』の自序は、万葉仮名を用いて書かれているが、御家流書体である。

こういった点から考えると、万葉仮名とは、上代に行なわれた仮名の名称として、その代表格である万葉集の名を冠したもの、つまり「万葉集に用いられている仮名」という意味合いではなく、あくまでも当代実用として用いる仮名の一種で「万葉集に用いられているような仮名」という意味合いであったと推察できる。

また、それが御家流書体で実現されていて、通常の平仮名などとは異なる価値を有することは、平安期に美術的書体名称として用いられた「草仮名」という用語の意味するところと近似すると思われる¹。

「万葉仮名」という語は、その後、明治期においても、落語「波天奈廻茶碗」（三代目春風亭柳枝口演（酒井昇造速記）、『百花園』明治23、『口演速記明治大正落語集成』所収）に「箱の蓋へ万葉仮名で「波天奈」と…」というように用いられ²、降って、小金井貴美子（明治3年 [1871] -昭和31年 [1956]）も『鷗外の思い出』の中で、松波資之氏すけゆきからの手紙に触れ、その署名は「寸介由伎」とあり、「お名前はいつも万葉仮名で、判で捺したようでした。」と語るように、や

¹平安期の「草仮名」という用語の意味については、山田健三（2013）「『草仮名』名義考」を参照されたい。

²ちなみにこの落語は現在でも上方噺家たちによってよく上演されるが、演目として示されるタイトルは「はてなの茶碗」というように「万葉仮名」表記されないケースが多いように見受けられる。戦後の実効的な漢字制限時代以降「波天奈廻…」という万葉仮名（特に「廻」か）が読めなくなって来ていることの反映であろうか。

は「万葉集に用いられているような仮名」であって、当代実用仮名セットの一種としての使用法が続いている。

3. 万葉集用字法研究史における「万葉仮名」

以上見てきたように、宣長の時代から「万葉仮名」という語は存在していたが、「万葉集に用いられている仮名」という意味で用いられていたわけではなく、御家流書体の中でいささか権威づけにも似た文脈で用いられたもので「万葉集に用いられているような仮名」であることを説いてきた。よって学術シーンでは、その指示実体は同一であったとしても、「万葉仮名」という名称は使い難かったことが考えられる。

事実、宣長は「万葉仮名」という用語を知りながらも、『古事記傳』『假名の事』のように、上代使用のものについては一貫して「假名」という呼称を用いており、万葉集を扱った『萬葉集玉の小琴』（安永八年〔1779〕自序、本居宣長全集（筑摩）6）でも全て「假字」を用いている。つまり歴史的な立場では、「元假名ト云ハ、今ノいろは字ノ事にアラス、今萬葉書ト云物ガ假名也」（『藤庵隨筆』『片假名平假名ト云事』本居宣長全集（筑摩）13、p. 618）とするように「假名」という呼称を用いている。これは歴史主義的な立場からすれば、当然のことである。万葉仮名の別称かと思われる「萬葉書」という語がここに見えるが、「今萬葉書ト云物ガ假名也」と明確に区別している。

上代に用いられた仮名を単に「仮名」と称するスタンスは契沖にまで遡り、『萬葉代匠記惣釋』（精撰本）において「此集ニハ假名ニカケル外ニハ…」（岩波全集1：p. 30-1. 5）とか、「垣津旗」という表記に触れて、和名抄（契沖は「和名集」として引用）の記事を引用した上で、「此集ニ〈ハ〉假名ト借字〈ト〉ニテ書テ正字ナシ。」（p. 34）とし、仮名という語は用いるものの万葉仮名という呼称は用いていない。

なお、ここで「假名」とは「加吉都播多」（17-3921）という書き様のことを、「借字」というのは、「垣津幡」（7-1345、7-1361、10-1986）「垣幡」（11-2521）「垣津旗」（11-2818、12-3052）といった表記を指しており、「假名」と「借字」を明らかに区別して用いている。「正字」は正当な漢字表記ということであるが、「此集」（万葉集）には、かきつばたの「正字ナシ」ということである。（ちなみに契沖は正字表記の拠り所として多く和名抄を用いている。）

以上のように、仙覚に始まる用字法研究史で、由阿（詞林采葉抄）、契沖（万葉代匠記）、春登（万葉用字格）、鹿持雅澄（万葉集古義）などは、上代における仮名用法に関して、万葉仮名という名称を用いておらず、「万葉仮名」という名称が学術シーンで生まれたわけではないことが想定される。

近世末期の伴信友『假字本末』は「…なべての事は、漢文ごまに書て其意を達し、歌、祝詞、詔詞などのごとき、言辭を主とするかたには、もはら字音を假用ひて書連らね、まれ／＼には字訓を假り交へたるもありぬべし、これすなはち假字なり」（『伴信友全集第三』pp. 386-387）とするように「假字」である。ちなみにこれは、信友が引くように、藤原長親（妙魏）『倭片仮字反切義解』序に「凡國家用文字、有眞字有假字、眞字對假字正也、假字對眞字權也」「都不過於以義爲眞字、音爲假字而已」にある理解をそのまま継承しているであろう。「眞字とは漢字を云へり、漢字もて書ける文は、字義を主とすとなり」とし、「音爲假

字而已」に対して信友は「漢字音を假借て、皇國音の聲音に當て、用ふを、假字と云ふとなり」と注している。

4. 近代学術シーンでの「万葉仮名」

さて、近世まで学術シーンにおいて見られなかった「万葉仮名」は、近代以降、学術シーンにおいて頻出するようになる。

たとえば、久松潜一は「かくの如く、万葉集は巻によつて態度と体裁を異にしてゐるが、更にその表現の書式である万葉仮字と言はれるものを見ても、…」(『万葉集の新研究』大正14年9月初版、引用は昭和4年の増訂版、下線山田)という具合に。一般言語生活で用いられていた「万葉仮名」が、学術シーンに持ち込まれたものと思われ、他にも橋本進吉など万葉集研究に多くの業績があった日本語研究者・日本文学研究者に広く用いられており、枚挙に暇がない。

ここに「万葉仮名」が「万葉集に用いられているような仮名」という実用仮名から「万葉集に用いられている仮名」という歴史的概念を示すものへと移行・変容いくさまが見て取れるが、その背景には、今詳述する余裕を持たないが、楷書体活字印刷などの普及によって、和文の標準書体フォーマットが、御家流書体から楷書体へと変容し、それに伴い「万葉仮名」の意味も上記のように変容していったものと推測される。

5. 万葉集は漢字で書かれているか？

以上見てきたように、近世学術シーンでは「万葉仮名」という用語は用いていないものの、万葉集に「仮名」が用いられていることはどの論者も認めている。しかし、近代以降、現在に到るまで、今度は「万葉集は漢字で書かれている」とか「万葉仮名は漢字の用法の一つである」といった言説が目につくようになる。

5.1. 「万葉仮名は漢字である」という言説

以下に引用する岡本かの子 ([1889-1939]) の文章 (初出、昭和11年 [1936]) を読みたい。

- (2) 東京の西郊に私の実家が在った。母屋の東側の庭にある大銀杏の根方を飛石づたいに廻って行くと私の居室である。四畳半の茶室風の間が二つ連なって、その一つには私の養育母がいた。彼女はもう五十を越していたが、宮仕えをした女だけあって拳措が折目正しく、また相当なインテリでもあって、日本古典の書物の外に、漢詩とか、支那の歴史ものを読んでいた。字も漢字風に固い字を書いた。当時五歳の私に彼女は源氏物語の桐壺の巻を「何れの御時にか、女御更衣数多待ひ給ひける中に……」と読ませたり、私は何の意味も判らないながら、養育母兼家庭教師である彼女の字に真似て実語経の一節や、万葉集の歌を万葉仮名で書き始めた。私は字を書くことに段々興味を持って行った。(岡本かの子「私の書に就ての追憶」)

この岡本かの子の文章の「実語経の一節や、万葉集の歌を万葉仮名で書き始めた」という一節。いささかしかつめらしく構文分析するならば、「書き始める」という述語が要求するデ格 (道具格) で格マークされた句が「万葉仮名で」であり、ヲ格 (対格) マークされた目的

補語は「実語経の一節や万葉集の歌」という等位構造句である。つまり、実語経（実語教）と万葉歌を万葉仮名で書いた、ということになる。「万葉集の歌」はよいとして、「実語経の一節」を万葉仮名で…というのは、この認識が誤りでないのであるならば、検討すべき事柄に属す。言うまでもなく「実語経」は訓読文がついているとは言え、漢文テキストである。となると、ここでいう万葉仮名は漢字をも含むものとして理解するべきであろうか。もちろん、かの子自身は「実語経の一節を漢字で、万葉集の歌を万葉仮名で書き始めた」というつもりで書いたという可能性は充分あるが、書きとどめられた文の構造が第一義的に示す解釈は上記の通りとなる。先の「つもり」を付度するのは、文法項の具体的語句の意味からの論理補正に他ならないが、そのような論理補正の必要性を認めるならば、当該例は万葉仮名＝漢字の確例とはならないことになる。

しかし、万葉仮名を漢字とみる見方は確実に存在している。現在通行している、和歌に関する大学講義用のあるテキストは、人麻呂の「東野炎立所見而反見為者月西渡」を採り上げて「『万葉集』の歌は、万葉仮名と呼ばれる漢字で表記されているから、訓読の仕方はかなり意味が異なる。」（下線山田）と解説する³。「万葉仮名と呼ばれる漢字」という表現自体、仮名と漢字を同一視するものいいで、少なくとも私にはとても奇妙に映るが、「訓読の仕方かなり意味が異なる」という説明が続いているところを見ると、これは明らかに「漢字としての万葉仮名」という認識を示しており、先の岡本かの子の言と近いことになる。

また、ある文字に関する入門書は「小竹之葉者三山毛清尔乱友吾者妹思別来礼婆」を取り上げ、「平仮名がないから、現代だったら平仮名で書くところを漢字で書いている。こういうのを「万葉仮名（萬葉假名）」といいます。学問的には「小竹」を除く「之葉者三山毛清尔乱友吾者妹思別来礼婆」のすべてが「万葉仮名」なんだそうです。「友」は一字で「ども」と二音読みだりしてます。仮名は一音につき一字とは限らなかったんですね。」⁴として、頭註に「『小竹之葉者三山毛清尔乱友吾者妹思別来礼婆』のうち／小竹…熟字訓／之葉者山清乱吾妹思別来…正訓仮名／三友…借訓仮名／毛尔礼婆…音仮名／と分類され、熟字訓を除く全てが「万葉仮名。」」（p. 62）と具体的に示す。

「平仮名がないから…漢字で書いている」という表現は、「漢字としての万葉仮名」という認識につながる。また、当該書の著者は、文字に関わる仕事（印刷関係）をしている人ではあるが、研究者ではないようで「仮名は一音につき一字とは限らな」い、ということを「学問的には…なんだそうです」と、伝聞表現を採ることで、無理に納得しようとしているようにも見える。正訓字までをも仮名とみている点は、かなり特異な理解に思え、この「学問的」理解の根拠を知りたいところではあるが、今は火元探索よりも、重要な課題がある。

それは、こういった万葉仮名分類が、上代の書記システムを考える上で果たして有効なのか？ということである。

分類が不要・無用というのではない。言語学における言語記述の基本姿勢が教える通り、上代日本語という共時態を設定し、そこでの書記システムの有りようを考える場合、ひとま

³ 島内裕子・渡部泰明（2010）『和歌の心と情景』放送大学、p. 14。なおテレビ放送でも同様の説明が行なわれている。

⁴ 大熊肇（2008）『文字の骨組み—一字体／甲骨文から常用漢字まで』彩雲出版：pp. 61-62

ずは現代の知見・感覚から分類してみることは、作業上の便宜として問題のないことである。しかし、問題はその先で、分類した結果が、システムとして理解される状態になっているかどうか、という点にある。万葉仮名の分類案については、中世以来の用字法研究史の中で様々な議論があり、結局のところ、今に到っても収束していないことが、こうした「混乱」した表現を生んでいるように思える。

5.2. 「万葉集は漢字で書かれている」という言説の視点

上記のような把握は、現代日本のように、漢字と仮名の機能差が視覚差にほぼ等しい書記社会では、一般的感覚として理解可能であるが、上代においても同様の理解をしてよいものだろうか。

「『万葉集』の歌は、万葉仮名と呼ばれる漢字で表記されている」という表現は、「仮名と呼ばれる漢字」という、少なくとも現代に於いては内部矛盾を含んだ表現であるが、より緩く「万葉集は(すべて)漢字で書かれている」という表現は、到るところに見られる。

例えば『万葉集を読むための基礎百科』と題する万葉集ムックには、「万葉集は漢字だけで書かれていた。これは誰しも疑うことのない事実である。」(乾善彦(2002:193))「万葉集和歌はすべて漢字で書かれている。この自明のことに、…」(内田賢徳(2002:214))というように、万葉集が漢字で書かれていることは「疑うことのない事実」「自明」という認識が複数示されており、これが万葉学に共通する認識であることを窺わせる。

これらの言説では「漢字で書かれている」ということを、平安時代の日本語書記のあり方と対照することで(無意識ではあろうが)、上代における「歴史的事実」として捉えていることである。「疑うことのない事実」「自明」という表現は、読みようによっては、現代的視点から見た場合のことと理解できなくもないが、全体を見ると、やはり歴史的事実として認識した上での発言と見られる。つまり、この認識は当然当代(=上代)のものと考えなければならぬが、果たしてそうだろうか。

5.3. 天曆期万葉集読解作業にみる日本語書記認識

日本人が万葉集での書き様に大きな距離を感じるようになった契機として、天曆期、後撰和歌集の編纂とともに行われた万葉集読解作業が語られることが多い。天曆5年[951]、村上天皇の命により、後撰和歌集編纂のための和歌所(梨壺)において、勅撰作業と共に、万葉集読解が行なわれたことは、文学史上よく知られた事実である。

(3) 「梨壺の五人に仰せて万葉集をやはらげられける」(十訓抄、中・七ノ八)

「古萬葉集よみときえらばしめ給ふ也」(源順集)

「…(源順)万葉集をやはらげて點じ侍けるに、よみとかれぬ所々おほくて、…左右といふもじのよみをさとらずして…口付のおきな、左右の手にておほせたる物を、しなをすとして、をのがどち、までよりといふことをいひけるに、はじめてこの心をさとり侍」(石山寺縁起絵巻も第九段)

この「よみとく」(順集)「やはらげる」という表現は多く、後の書記技術システムから照射して、上代の書記システムを複雑・混沌なもの、と捉えたところで、「読解」というより、むしろ「解説」といったニュアンスで理解されているようである。(4)に一般書および専門書

からの記述をいくつか示す。

- (4)・「『万葉集』は漢字だけで書かれているため、ひらがなが使われはじめた平安時代の初めにはすでに読むことができませんでした。」(高岡市万葉歴史館(2003:34))
- ・「...ところが、『万葉集』は、「訓みにくい歌集」となっていました。理由は察するに、万葉仮名のせいでしょう。『万葉集』は漢字を借りて日本語を書き表すという、いわゆる万葉仮名を含む特殊な仮名遣いで書かれています。」(城崎陽子(2010:17))
 - ・「天曆五年(九五)村上天皇の命によって後宮の梨壺(昭陽舎)に和歌所が設置され、藤原伊尹がその別当に任ぜられると共に、大中臣能宣・清原元輔・源順・紀時文・坂上望城の五人が撰者として選ばれた。世にこれを梨壺の五人という。彼等に課された仕事は、万葉仮名という独特の表記ゆえに当時かなり読みづらいものになっていた『万葉集』に訓点を施すことと、『後撰和歌集』二十巻を撰定することであった。」(田中登(1985:71))
 - ・「国語文字史から見ると、日本語を書記するための文字としての仮名の成立と、歌がもっぱら仮名で書き記されるようになっていたことが、万葉集を読み解きたいものとしていたものと思量される。仮名の成立により、仮名が漢字の用法を制限した結果、文字と音との対応が密になり、かえって多様な漢字の用法が見えにくくなっていったものとおぼしい。」(乾善彦(2003:63))
 - ・「平仮名が定着・普及してゆく中で、平仮名以前の『萬葉集』の独自で多彩な(中略)漢字による日本語表記は徐々に解読しづらいものになっていった。『萬葉集』を組織的体系的に平仮名に定着しておくことは、緊急な課題と意識されたに違いない。」(小川靖彦(2007:17))
 - ・「…天曆時代までの約二百年の間に、日本語は大きな変革を体験していた。その最大のものは、仮名という日本語を書き表す文字の発明である。『萬葉集』の「訓読」とは、厳密には、漢字で書かれた萬葉集歌(萬葉仮名も漢字の一用法である)を、かなという別の文字体系に移し換える行為に他ならない。漢字からかなへ、しかも文字のみならず音韻・語彙・語法も平安時代とは異なる日本語を移し換えることは、一種の翻訳とも言える性質を多分に帯びていたはずである。」(小川靖彦(2007:154-155))

こういった理解は、上代における書記システムと平安期10世紀頃との間に大きな断絶とも呼ぶべき変化・変容が生じたことを現代の我々に想像させる。(4)のような理解に従えば、「平仮名に定着しておくこと」が「緊急な課題」というのは、ことはもう万葉集だけの問題にとどまらず、旧書記システムによって記録された日本語が、新書記システムでは再生困難になったことを意味し、日本語書記史上の一大事件の様相を呈することになる。

5.4. 新撰万葉集序文解釈の関与

日本語書記史上の一大事件との認識理解は、菅原道真ですら万葉集が読み難くなっていたとする解釈の根拠である、『新撰万葉集』序文の「文句錯亂。非詩非賦。字対難揉。難入難悟」の解釈も大きく関与しているように思われる。しかしこれはそのような意味なのだろうか。序文冒頭から少し辿ってみよう。

- (5) 夫萬葉集者古歌之流也。非未嘗稱警策之名焉。況復不屑鄭衛之音乎。聞説古者飛文染翰之士。興詠吟嘯之客。青春之時。玄冬之節。隨見而興既作。觸聆而感自生。凡厥所草稿不知幾千。漸尋筆墨之跡。文句錯亂。非詩非賦。字對難揉。難入難悟。所謂仰弥高。鑽弥堅者乎。…

「文句錯亂。非詩非賦。字対雑揉。難入難悟」は、その直前の「凡厥所草稿不知幾千。漸尋筆墨之跡」からするならば、捜し求めて漸く入手し得た「筆墨之跡」(テキスト自体か、もしくは文章自体か)の質の低さを問題とした評言とも思える。よって、これをそのまま上代の旧日本語書記方法の問題に直結させることは難しい。

5.5. 平安期に日本語書記システム史上の断絶的・危機的状況はあったか

ところで、先に(4)で引用した小川靖彦(2007)は、一方で(6)のようにも指摘する。

- (6) 私は論文「万葉集の文字法」で、七世紀から八世紀にかけてとられた、正訓字と万葉仮名を組み合わせた表記法が、決してよみにくいものではなく、むしろ歌の意味を効率的に伝えかつよみ易く書き易い安定した《文字法》であったことを指摘した。そして平安時代の人々が和歌の表記媒体として平仮名を用いたのは、『万葉集』の《文字法》がよみにくかったからではなく、むしろその効率性を失っても、日本の「ことば」を一つずつ文字化する平仮名こそを「和歌」の表記媒体としてふさわしいものとして選び取ったものであると考えた。(小川靖彦(2007:133))

正直なところ、同一論者による発言であることを疑うほど、両言説は乖離・矛盾しているように見える。(6)は、次のような指摘とみなされる。

1. 万葉集で用いられた書記システムは、同時代において機能していた。
2. 平安時代の人々にとっても、その書記システムは充分機能していた。
3. にも関わらず「和歌」書記メディアとしてふさわしい平仮名が選択された。

1の点は、書記システムを文字の本質的原理(表語性)の記録・再生と考える限り、至極当然のことであるが、2の点は、(4)で示された日本語書記史上の断絶認識とは、大きくずれて映り理解に窮する。

しかし、2の見解の論拠は、「万葉集に入らぬ古き歌」(仮名序)が、古今集のソースの一つとして明示されていながら、実際には12首の万葉歌が入っていることから、平安人が万葉歌を読解できていたという証拠に基づいており、(4)で示された日本語書記史上の断絶認識よりも、よほど説得力を持つ。

そして小川は(7)のように続ける。

- (7) 『万葉集』の《文字法》は「ことば」一つ一つに対応するのではなく、文脈に依存する表記法であるが、漢字とやまと歌の表現に通じ、さらに何を表記し表記しないかというルールを習得すれば、よみ易いものであった。十世紀半ばの天暦の訓読で、四千首を越える歌を短期間にかつ的確によむことができたことはその証であろう(勿論上代語と平安語との違いには相当の苦労も強いられているが)。そしてその天暦の訓読以前にも『万葉集』をよむことは、その方法さえ習得できれば決して困難なものではなかったことが窺える。(小川靖彦(2007:133))

ここには何か万葉集を訓むための特別なルール存在が示唆されており、この認識には与しないが、少なくとも、日本語書記史上から、そこに連続性を見ることは妥当であると考えられる。

6. 上代の書記システムと万葉用字法

そもそも、近世初期においてすら、契沖は「正字ト和漢ノ假名ハ迷フ事少ナシ」(萬葉代匠記惣釋(精撰本) 雑説 契沖全集(岩波) 1、p. 177) とするよう、正訓字・音仮名・訓仮名の読解は概して容易であることを指摘している。難読とされるのは、「義訓ニ付テ迷フヘキ事アルナリ」(同前) とするよう、義訓に関わる部分である。近世期の「迷フ事少ナシ」という認識が、万葉集に隣接する平安期に難読であった可能性は考えにくく、この契沖の認識は現代でも大きく動かず、古典学に秀でた契沖に特有の認識ではない。石山寺縁起絵巻(第九段)で、源順ですら「よみとかれぬ所」とされた例として掲げられるのは「左右」の訓みで、やはり義訓である。

これまで大雑把に「上代の書記システム」という言い方をしてきたが、万葉集に関しては、「万葉用字法研究史」が卓立できるほど、その複雑な用字法の分類記述の議論が長年に渡って続けられてきた(cf. 森本治吉(1931)、乾善彦(2003:第二章))。これらの用字法分類論議を追ってみると、森本治吉(1932:48)の「體系的研究に關する限り、用字法研究は萬葉人の意識と離れても良い」ということばに象徴的なように、eticなレベルでの記述に終始していく傾向が窺える。分類により、多くの項目を立てていくことは、収束しない用字法実態を示すことであり、それはそれで万葉人の工夫に感心するが、もはやそれは書記システムとは呼べないものである。

契沖の指摘通り、こういった複雑な部分は義訓部分に限られる。そして、平安以降の新書記システムで容易に判読可能な部分とそうでない部分とが含まれるということは、その難読部分は、システムティックな方法以外で、つまり書記システムというべき方法以外で実現されているということである。その方法をここで書記システムから離れた方法として、「用字法」と呼称する。

書記システムとは、まさにシステムとして機能するためには、書記者の個人的表記意志を超えて存在する、クローズドなものと考えべきであるが、「用字法」とは、用字選択の幅、つまり個人的表記意志による、かなりオープンな選択の幅を含意する表現である。

このように考えると、万葉集の書きぶりは、

1. 書記システムに基づく表記

- (a) 仮名表記
- (b) 正訓字表記

2. 用字法に基づく表記：義訓字表記

というように原理的に分類可能である。

「仮名」とは、それが音由来であろうと訓由来であろうと一音節のものに限定する。「義訓」の範囲は論者によって様々だが、複数音節に対応する訓仮名と呼ばれるものから、いわゆる戯訓も含めて考える。義訓とは、正訓字の開かれた応用である。開かれているからこそ、その極に戯訓と称される技法が布置される。乾善彦(2003:118)が指摘するよう、義訓と戯訓は連続している。

もちろん、例えば「孤悲」(恋)といった仮名表記に特別な用字選択意識を見て、ここに「用字法」との連続性を見ることはもちろん可能であり、また、正訓字と義訓字との間に連続性を見ることも困難ではなく、それらの境界が分明でないケースがあることは承知の上であるが、「孤悲」などは書記システムに基づく表記がベースであることに間違いなく、+ a

があると考えればいだけのことであり、根幹にシステムティックな書記のありようがあることの確認こそが重要である。

さて、問題はこういった分類が、万葉人の文字使用意識を反映しているか、という点である。「万葉集は漢字で書かれている」という認識が正しいかどうかについて、上代に「仮名」という意識が存在したか、また「仮名」という語が存在したか、という点について以下検討することとしたい。

6.1. 上代に「仮名」という語は存在したか？

さて、万葉仮名とはいっても、それはシステムティックな仮名文字セットではなく「萬葉仮名も漢字の一用法である」という理解が多く論者に見られるが、その理解の根拠は、これらの諸言説をいくら見渡しても明らかではなく、視覚的に漢字と同一という一点にしか認められず、「万葉集が漢字で書かれている」という命題を、「自明」を理由に真としてるところからスタートしているようにしか見えない。

「万葉仮名」はもちろんのこと「仮名」という用語さえ、上代文献には確認されないが、そのことは、直ちに上代に「仮名」という語が存在しなかったことを意味しない。否定証明は多く難題である。

しかし逆に「仮名」という語が上代において存在した可能性の高さは、「仮名」が上代文献に確認されなくても、その類縁語である「平仮名」「片仮名」という語そのものが語っている。

「平仮名」「片仮名」という用語は、当然「仮名」という語が成立していなければ生まれ得ない。それぞれの語構造が[ひら [かな]]、[かた [かな]]であることは言うまでもない。平仮名、片仮名の実体フォルムも合わせて考えるならば、その「仮名」の指示実体は、視覚的には漢字と同一のものでなくてはならない。つまり、片仮名「イ」は、仮名「伊」のカタなる仮名であり、平仮名「い」は、仮名「以」のヒラなる仮名、と理解すべき語構造によってできている。カタ、ヒラ、とは「仮名」に対する形容語であり、どちらも仮名を一段貶めた表現と見られる⁵。

つまり「仮名」ということばは、いわゆる平仮名・片仮名が成立する以前に存在していたことは、上記の論理が導くところであるが、更に遡って上代において存在していた可能性も、いわゆる仮名書と歌が万葉集・古事記・日本書紀に存在することからも極めて高いと考えられる。

漢字の用法の一つとして「借音用法（仮借的用法）」を指摘することができるが、これは意識できない名称（固有名詞など）のみに対して、「意識できないから」という主にネガティブな理由から採られる「消極的な用法」であり、それのみで文を綴るという積極的な用法を獲得している「仮名」とは大きく異なると考えられる。上代に仮名書と歌が存在すること自体、すでに「仮名」という語が成立していたことを示唆する。

乾善彦（2002：193）は「機能としての仮名が文字として分離しない漢字の世界にあって、漢字の用法としての仮名書きが、正字の用法とどのような差異でもって意識されていたかは

⁵この点については、山田（2012）で指摘した。

大きな問題である」とするが、視覚的同一文字に機能差を見て、それを「仮名」「正字」と明確に区別しながらも、あくまでも「漢字」として括らねば収まらないのは、現代人から見た視覚上の問題にあまりに左右されすぎているように思われるし、「どのような差異でもって意識されていたか」は、現代の我々でもすぐに看取でき、乾がそもそも触れている機能差と考えるはいけない理由がどこにあるのだろうか。

以上の検討において明らかなように、「仮名」という名称は、漢字と視覚的に異なる文字セットについて初めて与えられた名称ではなく、漢字とは異なる機能を有する文字セットの名称である。「万葉集が漢字だけで書かれていた」ということは「自明」でないどころか、明らかな誤りであると考えられる。

上代、視覚的には「漢字」という種類の文字しか有していなかった日本人が、既に「仮名」という語を有していたことは、機能的差異に基づく「仮名」と「真名」という二種類の文字を有する意識を持っていたことを意味する。

7. 用字法のもつオープン性の解釈に向けて

「書記技術システム」とは、音声言語を書き記すための技術システムであり、それはシステムがシステムとして機能するためには、読み手と書き手をつなぐそのインターフェイスは、ある程度クローズドなもののみならず、そしてそのクローズドなシステムを有していながらも、一方で万葉集は、一訓に定めがたいオープンな表記を有している。つまり、書記システムと用字法の混在である。

問題は、この「オープン性」をどう考えるかということである。

これまで、このオープン性を、クローズドな書記システムの未成立・未成熟な状態を仮設することで説明してきたように見受けられるが、両者が混在していることからしてそうではあるまい。

ここで再び、村上帝による万葉集解読要請に立ち戻って考えることとする。

日本語書記史に関心を寄せる者としては、これまでの理解のように、書記史上の大事件と見る誘惑にかられなくもないが、これが後撰和歌集の編纂と併せてのプロジェクトであり、あくまでも和歌所（梨壺）で行なわれたことを重視し、まずは和歌文芸生活史上の問題として理解するべきと考える。

後撰和歌集編纂前、既に古今和歌集編纂に万葉歌が用いられていたこと、むしろ古今和歌集が仮名序で触れるように、万葉集を意識しており、平城天皇の勅撰と認識していたことは、勅撰和歌集として和歌が収集される行為が繰り返し行なわれること自体、宮廷による和歌アーカイヴ形成を思わせる。

後撰集は古今集に継ぐ勅撰和歌集であるが、二番目の勅撰和歌集を企図すること自体、和歌集編纂という宮廷プロジェクトの継承とともに、その文芸知を記録・伝承するアーカイヴの必要性を意味する。和歌アーカイヴが必要なのは、編纂のためのソース収集のためであることは言うを俟たない。しかも、和歌を記す書記メディアが、奈良時代と大きく変容してしまった以上、それを当代仕様の書記メディアに変換する作業が必要になるのは、和歌知識が実用レベルで必要な以上、当然のことである。

そのように理解してみた時、万葉集記載の和歌が、全て当代表記に変換されるべき対象となることは当然のことである。

万葉集所載和歌が全て、仮名のみで書かれていれば、梨壺の五人を持ち出すまでもない話であったろう。しかし、万葉集所載和歌を当代仕様に変換する作業は困難を極めた。その原因は、義訓字にあった。正訓字だけであるなら、さほどの困難はないであろうが、かなりトリッキーな「戯訓」と称されるものまで含む義訓字となると、文字通り「解説」されねばならない。

そのために源順のような漢学に造詣の深い者が選ばれたこと自体、万葉集がそもそも漢学の素養を有する人々によって書き綴られたことが了解されていたことを示唆する。

万葉集の作り手（詠み手ではなく書き手）の側に立てば、万葉集は漢詩文と連続した文芸地平で鑑賞されるべき存在であり、一方平安以降の和歌歌人からすれば、漢詩文とは独立した和歌集のためのデータベースとして、仮名書きした万葉集が必要とされたのではないか。

万葉歌全てが唯一の音形への変換を意図してそもそも記されていたのかどうか、つまり亀井孝が「万葉集はよめるか」とした問題提起は依然有効である。亀井（1964）が人麻呂歌「春楊 葛山 發雲 立座 妹念」（11-2453）に脚韻の可能性を示した例などは、原文表記を離れての鑑賞はありえないもので、無理に仮名変換したら最後、その形で記した妙味は失われてしまう。それは戯訓と呼ばれる表記も同様である。よって「[友]は一字で「ども」と二音読んだりしてます。仮名は一音につき一字とは限らなかったんですね。」（前掲）という表現に窺える、非専門家が抱く「違和感」は上代においても有効と考える。その意味で、万葉集の用字法研究は、万葉時代の書記実態に対する合理的な解釈をいまだ示していない、と私は見ている。

義訓と戯訓が連続しているように、解説の難易度も様々であるが、読者に解説を課すオープンな用字法の存在は、漢字を高度に飼いならした万葉人ならでの「文芸」の一つである。そのように考えると、村上朝の万葉集読解事業は、万葉人ならでの「文芸」を一義的に仮名和歌へ収斂させる営みであったということになる。

8. まとめ

いろいろ論述で、論点が不明瞭になっていることを懼れ、以下、本稿で推定・指摘したことがらをいくつか箇条書きで示すこととする。本稿では、大きく二つの点、一つは「万葉仮名」という用語に関する問題1、そしてもう一つは、上代における書記システムの問題2について考えをめぐらしたので、それぞれⅠ・Ⅱに分けて示す。

まずはⅠについて。

1. 「万葉仮名」という用語は近世において非学術シーンで用いられ始めた仮名セット名称というよりも、いささか権威づけの嫌いのある実用書体名称であった。
2. 命名の契機は「万葉集に用いられているような仮名」という意味合い。
3. 近代以降、和文書記の標準書体モードが御家流から離れることにより、意味変容を生じ、「万葉集に用いられている仮名」と再解釈され、学術シーンで用いられ始めた。

続いてⅡ。

1. 上代における文字メディアは、視覚的には漢字一色に見えるが、機能的識別によって「漢字」と「仮名」は明瞭に区別されていた。（「平仮名」「片仮名」ということばとその実際のフォルムを考える限り、その母胎である「仮名」は視覚的に漢字と同一でなければ、「平仮名」「片仮名」という語は生まれ得ない。）
2. よって「万葉集は漢字で書かれている」という言説は、歴史主義に立つ限り誤り。
3. 万葉集は、仮名と正訓字による読解しやすい書記システムと、解読作業を課すことを意図した義訓（戯訓も含む）による用字法という、いわば二極の表記のあり方で記されている。
4. 義訓は、漢字を飼いならした上代人の高度な文芸の一つであり、そこまで含めて万葉集は鑑賞されるべき。
5. 村上朝の万葉集読解事業は、あくまでも、後撰和歌集編纂と併せて、和歌アーカイブ形成の問題として考えるべきで、日本語書記システム史上の断絶的・危機的問題と理解すべきではない。

引用・参考文献

1. 乾 善彦（2002）漢字表現の多重性と仮名書き歌の定位 神野志隆光編『〔必携〕万葉集を読むための基礎百科（別冊国國文學 No. 55）』学燈社
2. 乾 善彦（2003）『漢字による日本語書記の史的研究』塙書房
3. 上田英夫（1956）『萬葉集訓點の史的研究』塙書房
4. 内田賢徳（2002）万葉集・訓詁の方法と注釈 神野志隆光編『〔必携〕万葉集を読むための基礎百科（別冊国國文學 No. 55）』学燈社
5. 小川靖彦（2005）萬葉集の文字法 『文字とことば—古代東アジアの文化交流—』（青山学院大学文学部日本文学科編）
6. 小川靖彦（2007）『萬葉学史の研究』おうふう
7. 亀井 孝（1964）万葉集はよめるか 『ことばの森』吉川弘文館（1995）所収
8. 島内裕子・渡部泰明（2010）『和歌の心と情景』放送大学テキスト
9. 城崎陽子（2010）『万葉集を訓んだ人々—「万葉文化学」のこころみ—』新典社新書
10. 高岡市万葉歴史館（2003）万葉集概説 『常設展示と館蔵主要古典籍』
11. 田中 登（1985）三代集の世界 『和歌史—万葉から現代短歌まで—』和泉書院
12. 築島 裕（1972）万葉集の古訓点と漢文訓読史 『万葉集Ⅱ—言語と歌論—（大東急記念文庫文化講座講演録）』大東急記念文庫
13. 森本治吉（1931）『萬葉集の研究—用字法を中心として—』（岩波講座 日本文学）
14. 森本治吉（1932）萬葉用字研究に對する批判について 『文學』9
15. 山田健三（2012）平安期日本語書記システムにおける「平仮名」の位置（第107回訓点語学会発表レジュメ）
16. 山田健三（2013）「草仮名」名義考 『国語語彙史の研究・三十二』和泉書院

使用テキスト

- ・『新撰万葉集』（元禄九年板）：浅見徹監修、乾善彦・谷本玲大編（2003）『『新撰万葉集』諸本と研究』
- ・『源順集』：『群書類従・第十四輯』続群書類従刊行会
- ・『十訓抄』：『新編日本古典文学全集51』小学館（1997）
- ・『石山寺縁起絵巻』：滋賀県立近代美術館（2012）『石山寺縁起絵巻の全貌』（展示図録）
- ・『倭片仮字反切義解』：早稲田大学図書館蔵本（寛政12 [1800] 写、古典籍総合データベース）
- ・『無事志有意』：東京大学霞亭文庫蔵本（寛政十年板、電子版霞亭文庫）
- ・『誹風柳多留』：柳多留全集刊行会（1933）『誹風柳多留全集』（影印版）、岡田甫（1986）『誹風柳多留全集』（翻刻版）三省堂
- ・『柳のいとぐち・上』（天保10年）：森岡錠一・和田健治編『中期柳句集索引』古川柳電子情報研究会（底本：鈴木勝忠『未刊雑俳資料45期』）
- ・『狂句梅柳』：南得二『狂句むめ柳』私家版（全13冊）
- ・『名歌徳三舛玉垣』：岩波日本古典文学大系54『歌舞伎脚本集・下』
- ・契沖著作：『契沖全集』岩波書店
- ・本居宣長著作：『本居宣長全集』筑摩書房
- ・春登『萬葉用字格』：早稲田大学図書館蔵本（古典籍総合データベース）
- ・伴信友『假字本末』：早稲田大学図書館蔵本（嘉永三年板、古典籍総合データベース）、『伴信友全集・第三』國書刊行會（明治40年、国会図書館近代デジタルライブラリー）
- ・三代目春風亭柳枝口演（酒井昇造速記）「波天奈廻茶碗」：『口演速記明治大正落語集成』講談社
- ・岡本かの子「私の書に就ての追憶」：『岡本かの子全集12』ちくま文庫（1994）

※本研究成果は、日本学術振興会科学研究費助成（挑戦的萌芽研究）「『平仮名』の言語史的意味と変遷の解明を中心とする日本語書記技術史研究」（課題番号2465209100）の助成によっている。記して謝意を表す。

（2012年10月31日受理、12月4日掲載承認）